平成２５年（フ）第１８８７号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字山ノ神37番地の１　Ｈｉｌｌｓｉｄｅ山の神201号、開始決定時の住所名古屋市東区豊前町２丁目39番地の３　メゾンマイリバー303号
破産者　篠原　伸也
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９８２号
名古屋市中川区八田町209番地　プライム八田103号室
破産者　川喜田直美
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３１８号
名古屋市緑区森の里２丁目６番地　森の里荘10棟508号
破産者　有限会社ウイングオートことウイングオートこと　福留　純夫
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４００号
名古屋市北区大我麻町116番地　ハウスブランシェ303号
破産者　上田　義輝
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４０１号
名古屋市北区大我麻町116番地　ハウスブランシェ303号
破産者　上田八千代
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３号
三重県名張市瀬古口517番地３　ベルアージュ21―1006号
破産者　桝井　敬之
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１４５５号
京都市下京区屋形町23番地１　朝日プラザ鴨川301
破産者　小泉　弘子
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５３９６号
大阪市城東区関目３丁目14番26―715号
破産者　大年　信彦
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７４号
神戸市兵庫区塚本通８丁目１―23　ウエストコート１番館601号室、住民票上の住所神戸市兵庫区兵庫町１丁目１番８号
破産者　石原　淳子
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８号
広島市安佐北区亀山２丁目20番37号
破産者　山本　　勝
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７０号
広島県東広島市高屋町桧山788番地
破産者　柳田　忠三
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３９号
広島市佐伯区海老園１丁目３番16―501号、開始決定時の住所広島市佐伯区海老園１丁目１番33―708号
破産者　菅　　信二
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１１号
広島県廿日市市宮園上４丁目２番地４
破産者　橋村　雅任
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９号
山口県山陽小野田市大字厚狭882番地の４、住民票上の住所山口市道祖町６番15号
破産者　中村三喜雄
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２６２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1114番地２―503号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷749番地14
破産者　山﨑　武仁
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
鹿児島県鹿児島市花尾町1258番地２
破産者　宮園　　実
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
北海道旭川市緑が丘南２条２丁目７番16号
破産者　福井　公道
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９８号
北海道旭川市東６条１丁目３番16号　東６．１ハイツ101号
破産者　加藤　敦弘
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部